愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン

令和３年９月

　県では、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ(平成31年３月28日。厚生労働省)を踏まえるとともに、法定研修だけでなく、令和３年度より四国ブロックにおいて合同開催される主任相談支援専門員養成研修への対応など、各種研修制度に対応するため、「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン」を策定し、相談支援専門員の人材育成に関して、県、市町（地域）、事業所それぞれの役割を整理するとともに、今後の県が行う取組を示すこととした。

１　現状と課題

　　相談支援専門員は、障害福祉サービスに関する幅広い知識はもとより、利用者のニーズを的確に把握し、適切なサービスの提供を確保するためのキーパーソンであるとともに、地域の障がい福祉の向上について、その知見の活用が期待されている。

また、地域における障がい者等への支援体制の整備について協議を行う自立支援協議会は、市町によって活動の活発さに差異があるほか、地域における相談支援の中核的な役割を担うべき基幹相談支援センターは県内で７市町の設置（令和２年４月時点）にとどまっており、今後、相談支援専門員の専門性を向上させるとともに、自立支援協議会の活性化や基幹相談支援センターの設置促進により、障害福祉サービス提供体制の充実強化を図ることが求められている。

あわせて、地域における相談支援の中核的役割を担う人材の育成について、計画的に進めることが課題となっている。

２　求められる人材像

　　地域の相談支援体制の充実に向けて、地域において活動する相談支援専門員に求められる能力や姿勢として、次のようなものが挙げられる。

　　・障がい福祉に関する幅広い知識や制度理解

　　・障がい者差別解消、虐待防止に関する知識と権利擁護への熱意

　　・対象者の困りごとやニーズを適切に把握するための聞き取りの能力

　　・行政や障がい福祉施設、サービス事業所等の関係者との折衝や調整の能力

　　・障がい者やその家族に共感し、寄り添う能力

　　また、その中でも特に地域の中核として活躍する相談支援専門員には、次のような能力が求められる。

　　・困難事例の検討等において、地域の相談支援専門員への指導・助言、資質向上を支援する能力

　　・研修や会議でのファシリテーションの能力

　　・障がい者の困りごとを地域の課題として抽出・整理し、行政や関係機関に対応を働きかける能力

　　なお、地域の中核として活躍する相談支援専門員には、次のような役割が期待される。

　　・主任相談支援専門員

　　・県、市町の自立支援協議会等の委員

　　・相談支援アドバイザー（県による選任）

　　・研修会や会議のファシリテーター　等

３　県、市町（地域）、事業所等の役割

　　相談支援専門員の資質向上を図るとともに、地域の中核として活躍できる者を養成するため、県、市町（地域）、事業所等が、連携して取組を進めていく必要がある。相談支援専門員の資質向上のための方策として、研修（Ｏｆｆ‐ＪＴ※１）、ＯＪＴ※２、自己研鑽の３つの要素が挙げられるが、これらの実施にあたり、各機関はそれぞれ次のとおりの役割を担うものとする。

　　　※１　座学やグループワークなどを中心とした職場外研修

　　　※２　通常業務のほか、自事業所以外でのケース検討などを通じての能力開発

　(１)　県の役割［研修の実施と市町の支援］

　　　県は、初任者研修や現任研修といった法定研修を始めとする各種研修の実施に責任を負う。特に新設の主任相談支援専門員研修の効果的な実施に努め、地域の中核となる人材の育成を支援するものとする。

　　　また、相談支援アドバイザーの派遣や自立支援協議会市町連絡調整会の開催等により、市町（地域）の取り組みを支援することとする。

　(２)　市町（地域）の役割［ＯＪＴの実施・支援］

　　　各市町（地域）においては、各地域の自立支援協議会における検討を基に、市町と基幹相談支援センター等とが連携して、日常的、継続的に、相談支援専門員の資質向上のための支援を行う。例えば、自立支援協議会の専門部会などで相談支援事業所の枠を超えた事例検討会や研修会の開催、スーパービジョンや相互評価の実施など行う。

　　　また、初任者研修の受講予定者に対して、受講に当たっての基礎的知識の習得支援や受講後のフォローアップを行うものとする。なお、法定研修における実地研修については、基幹相談支援センター等において実施するものとし、研修後も引き続き日常的に開催される事例検討会等への参加につなげるものとする。

　　　これらを実施するためには、基幹相談支援センターの設置とその役割を果たす人材の確保を進める必要がある。県の相談支援アドバイザー派遣事業等も活用しながら、センター未設置の地域においては設置に努め（設置までの間は、地域の相談支援の指導的役割を果たす事業所を指定し、センターの機能に準ずる役割を担わせ）、設置済の地域においては、その人材育成機能の充実・強化に努めるものとする。

　(３)　事業所・本人の役割［ＯＪＴの実施と自己研鑽］

　　　各事業所は、相談支援専門員を積極的に各種研修に参加させるとともに、職場内でのＯＪＴの実施に努めるものとする。また、他の事業所や関係機関との連携を密にし、事例検討を通じた相談支援専門員の資質向上に努めるものとする。

　　　また基幹相談センター等によるスーパービジョンを活用し、日常相談業務の点検に努めるものとする。

　　　相談支援専門員は、相談支援に関する自己研鑽に努めて、地域の適正な相談支援の実施を担うものとする。

４　県の取組

　　県は、３で示した役割を果たすため、今後、次の取組を進めていくこととする。

　(1)　法定研修の充実・強化

　　①　研修企画ワーキングチームの設置

　　　　地域における人材育成と連携し、県における法定研修の質を確保するため、研修企画ワーキングチーム（初任者研修、現任研修）を設置する。

　　　ア　役割

　　　　　県内で実施される法定研修について、県内の地域課題等を基に研修を企画し、研修の質の確保を図るとともにその効果を評価する。

　　　イ　構成員

　　　　　県から派遣した国が実施する指導者養成研修の修了者や主任相談支援専門員等、地域における人材育成の中核として活動する者。

　　②　初任者研修及び現任研修

　　　　標準カリキュラムの改定に対応し、引き続き指定事業者において実施する。なお、新設された実習の実施に当たっては、各市町の自立支援協議会や基幹相談支援センターと十分連携を図る。

　　③　主任相談支援専門員研修

　　　　四国ブロック合同で実施する研修に、地域の中核的役割を担う者で県が実施する研修の講師及びファシリテーター候補となるものを派遣する。

　　　　なお、当該研修における講師及びファシリテーターは、国が実施する研修に派遣された者が中心に担うものとする。

　(２)　その他の研修の実施

　　①　専門コース別研修

　　　　障がい児支援や地域移行・定着といった重要な課題に対する知識やスキルを養うため、引き続き専門コース別研修を実施する。

　　②　地域リーダー養成研修（ファシリテーション研修）

　　　　ファシリテーション技術を向上させ、法定研修や地域における研修の充実・強化を図るため、ファシリテーション研修を実施する。

　　　　研修は、初任者研修や現任研修における実践を含めたカリキュラムとする。

　　　　法定研修のファシリテーターは、原則として、ファシリテーション研修修了者が担うものとする。

　(３)　その他地域における体制づくりへの支援

　　　各市町からの求めに応じ相談支援アドバイザーを派遣して指導・助言を行うとともに、自立支援協議会市町連絡調整会を開催して情報提供や県・各市町の連携を図ることにより、各地域の人材育成体制整備に係る支援を行う。